

我が国の名古屋議定書の下での国内措置について

井上 歩

(一財)バイオインダストリー協会

はじめに

2017年1月20日に、我が国の名古屋議定書の下での国内措置となる「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する指針(案)」*1(以下、指針(案))が公表され、2月18日までの間、パブリックコメントが実施された。

本稿では、指針(案)の検討の経緯、指針(案)の概要、今後のスケジュール等について概説する。なお、パブリックコメントに際しては、バイオインダストリー協会(JBA)からも意見*2を提出したが、その紹介や、指針(案)に示された措置に対応する際の留意点等は別の機会に譲りたい。

1. 経緯

(1) 名古屋議定書の概要

2010年10月の生物多様性条約(CBD)第10回締約国会議(COP10)で、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する名古屋議定書」*3(以下、名古屋議定書または議定書)が採択された。この名古屋議定書は、2014年10月12日に発効し、2017年3月14日現在、締約国が93カ国・地域に達している*4。

この名古屋議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利

益の公正かつ衡平な分配を目的とし、締約国に以下のことを求めている。

① 遺伝資源提供国としての義務

遺伝資源へのアクセスと利益配分(Access and Benefit-Sharing: ABS)に関する措置を整備し、それを、CBD事務局のウェブに設けられた情報交換センターであるABSクリアリングハウス(ABS-CH)に公開すること(ただし、ABS措置を設けないという選択肢を取ることもできる)。

② 遺伝資源利用国としての義務

自国の管轄下で利用される遺伝資源が、当該遺伝資源の提供国のABS措置に従い、情報に基づく事前の同意(Prior informed consent: PIC)を取得し、相互に合意する条件(Mutually agreed terms: MAT)が設定された上で、適切に取得されたものであることをモニタリングするための措置(利用国遵守措置)を設けること。

なお、提供国ABS措置も利用国遵守措置も「立法上、行政上又は政策上の措置」と、その形は各国が選択できることとなっている(図)。

(2) 我が国の国内措置の検討状況

この名古屋議定書の下での国内措置について、我が国では、2012年9月に環境省の下に「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」(以下、あり方検討会)が設置され、産業界および学術界の有識者等が、日本にふさわしい国内措置のあり方について検討した。このあり方検討会は、2014年3月まで計16回開催され、その報告書は環境省のウェブに公開されている*5。

その後、国内措置については関係省庁間で検討され、その結果が本年1月20日に指針(案)として公表され

*1 環境省：「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する指針(案)」に関する意見募集(パブリックコメント)について <http://www.env.go.jp/press/103502.html> (2017年3月15日最終アクセス)

*2 JBA：名古屋議定書国内措置(案)についての意見提出 http://www.jba.or.jp/pc/activitie/development_base/info/002492.html (2017年3月15日最終アクセス)

*3 CBD事務局：英語正文 <https://www.cbd.int/abs/text/default.shtml> (2017年3月15日最終アクセス)
外務省：外務省公定訳文 http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/st/page23_001940.html (2017年3月29日最終アクセス)

JBA生物資源総合研究所：JBA仮訳 <http://www.mabs.jp/archives/nagoya/index.html> (2017年3月15日最終アクセス)
*4 CBD事務局：Parties to the Nagoya Protocol <https://www.cbd.int/abs/nagoya-protocol/signatories/default.shtml> (2017年3月15日最終アクセス)

*5 環境省：名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会 <http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf01.html> (2017年3月15日最終アクセス)

て、2月18日までの間、意見募集(パブリックコメント)が実施された。

2. 指針(案)の概要

以下、指針(案)の概要を説明する。なお、指針(案)「第4章我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供」には、我が国としては提供国ABS措置をとらないことが規定されている。したがって、以下に説明する概要は、利用国遵守措置に関するものである。

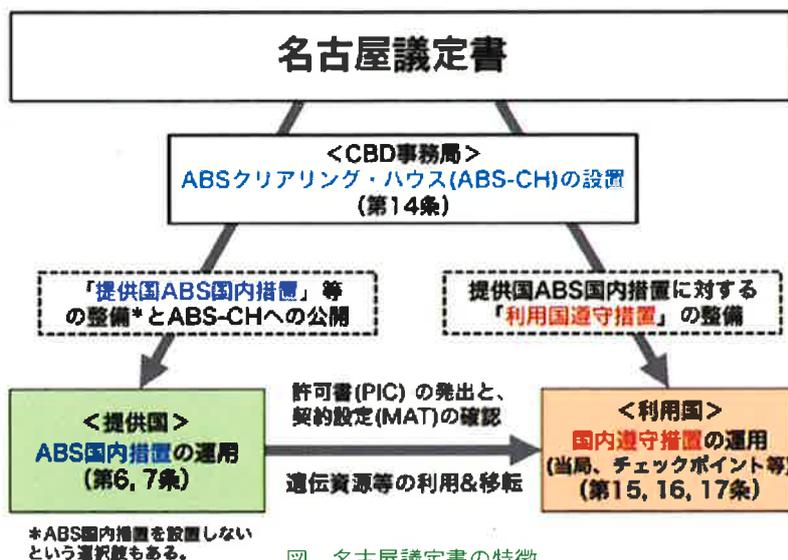


図 名古屋議定書の特徴

(1) 指針(案)の構成

指針(案)の構成は、表の通りである。

(注) *印のついた項目は、指針(案)では項目名が付けられていない。表に示した項目名は、筆者が仮に付けたものである(以下の説明においても、同様)。

(2) 指針(案)の概要

以下に、指針(案)の概要を説明するが、以下の説明は、現時点での(案)に対するJBAの理解に基づくものである。指針が施行された場合には、必ず施行され

表 指針(案)の構成

第1章 総則	約国への情報の提供*
第1 目的	第5 遺伝資源利用関連情報の提供の求め等
第2 定義	1 遺伝資源利用関連情報の提供の求め
第3 適用範囲	2 遺伝資源利用関連情報の活用
1 議定書適用外遺伝資源等	第3章 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する奨励
2 議定書適用外遺伝資源利用	第1 公正かつ衡平な利益分配
第2章 提供国法令の遵守の促進に関する措置	1 我が国に存する遺伝資源を提供する者が努めること*
第1 遺伝資源の適法な取得に係る報告	2 我が国に存する遺伝資源を利用する者が努めること*
1 取得者による報告	3 海外の遺伝資源等を利用する者が努めること*
2 人の健康に係る緊急事態	第2 遺伝資源の利用から生ずる利益の生物の多様性の保全及び持続可能な利用への充當
3 輸入者等による報告	第3 締結する契約における規定を通じた当該契約の実施に関する情報共有
4 環境大臣による国際クリアリングハウスへの情報の提供	第4 契約の条項のひな形の作成等
5 環境大臣による情報の周知	第5 行動規範、指針及び最良の実例又は基準
第2 遺伝資源に関連する伝統的な知識の適法な取得に係る報告	第4章 我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供
第3 報告の奨励	第5章 国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給
1 報告に係る指導及び助言	第6章 主務大臣
2 国際遵守証明書の固有の識別記号の公表	
第4 提供国法令の違反の申立てに係る協力	
1 議定書の我が国以外の締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合*	
2 申立てをした議定書の我が国以外の締	

た指針に基づいて判断し行動していただきたい。

1) 第1章：総則

本章には、指針の目的、用語の定義、適用範囲が規定されている。

<第1章第1：目的>

この指針の目的は、「名古屋議定書の的確かつ円滑な実施を確保し、もって生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献すること」とされている。

<第1章第2：定義>

ここには、指針で使われる以下の8つの用語が定義されている。なお、一部JBAの補足説明を加えた。

- (1) 「遺伝資源」：遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材であって現実の又は潜在的な価値を有するものをいう。
- (2) 「遺伝資源の利用」：遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うことをいう。
- (3) 「遺伝資源に関連する伝統的な知識」：生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する伝統的な生活様式を有する先住民の社会及び地域社会において伝統、風習、文化等に根ざして昔から用いられている特有の知識のうち、遺伝資源の利用に関連するものをいう。
- (4) 「国際クリアリングハウス」：議定書第14条1に規定する情報交換センターをいう。
・ [JBA 補足説明] 議定書外務省公定訳文では「取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター」とされており、一般には「ABSクリアリングハウス」とか「ABS-CH」とされているものである。
- (5) 「提供国」：議定書の我が国以外の締約国であって遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を提供する国をいう。
- (6) 「提供国法令」：議定書第15条1又は第16条1に規定する提供国の国内の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する法令であって、議定書第14条2(a)の規定により国際クリアリングハウスに提供されたものをいう。
・ [JBA 補足説明] 「国際クリアリングハウスに提供

されたもの」という条件が付いていることに留意すべきである。

- (7) 「許可証等」：議定書第6条3(e)の規定により発給された許可証又はこれに相当するものをいう。
- (8) 「国際遵守証明書」：議定書第17条2に規定する国際的に認められた遵守の証明書として国際クリアリングハウスに提供された許可証等をいう。

<第1章第3：適用範囲>

[第1章第3の1：議定書適用外遺伝資源等]

ここには、「議定書適用外遺伝資源等」として以下の6つが挙げられており、これらは指針の適用対象とはならないとされている。なお、「次に掲げるものその他の」とあることから、以下の6つに限定されるものではないと解される。

- (1) 核酸の塩基配列等の遺伝資源に関する情報（遺伝資源に関連する伝統的な知識に該当するものを除く）
- (2) 人工合成核酸（生物から取り出された断片を含まないものに限る）
- (3) 遺伝の機能的単位を有しない生化学的化合物
- (4) ヒトの遺伝資源
- (5) 遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、議定書が日本国について効力を生ずる日前に提供国から取得されたもの
- (6) 一般に遺伝資源の利用の目的以外の目的のために販売されている遺伝資源であって、遺伝資源の利用を目的とせずに購入されたもの

[第1章第3の2：議定書適用外遺伝資源利用]

ここには、議定書「第4条 国際協定及び国際文書との関係」に基づき、議定書の適用される遺伝資源の利用に該当しない「議定書適用外遺伝資源利用」として、

・「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」(ITPGRFA)が適用されるもの

が挙げられている。

なお、「(ITPGRFA)が適用されるものその他の」とあることから、ITPGRFAに限定されるものではないと解される。

2) 第2章：提供国法令の遵守の促進に関する措置
本指針の柱は、環境大臣への、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識（以下、遺伝資源等）の適法な取得に係る報告及び利用関連情報の提供である。これに関連する規定は、本章の「第1：遺伝資源の適法な取得に係る報告」、「第2：遺伝資源に関連する伝統的知識の適法な取得に係る報告」、「第5：遺伝資源利用関連情報の提供の求め等」にあるので、それらを紹介する。

① 遺伝資源等の適法な取得に係る報告及び利用関連情報の提供

＜第2章第1：遺伝資源の適法な取得に係る報告＞
〔第2章第1の1：取得者による報告〕

誰が	・提供国法令が適用される遺伝資源（議定書適用外遺伝資源等を除く。以下同じ）を取得して我が国に輸入した者（以下「取得者」という）は、
いつ	・当該遺伝資源に係る国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載された場合には、 ・当該掲載がなされた日から6カ月以内に、
何を	・適法に取得したことを証する情報として当該国際遵守証明書の固有の識別記号を記載した様式第1の報告書に ・当該国際遵守証明書の写し（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。以下同じ）を添えて
どうする	・環境大臣に報告するものとする。

ただし、次の(1)(2)のいずれかの場合には、この限りではない。

- (1) 取得者が、国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載される前に、当該国際遵守証明書の固有の識別記号に代わる提供国法令が適用される遺伝資源を適法に取得したことを証する情報として、次に掲げる事項を記載した様式第2の報告書に許可証等の写し（個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利

益を害するおそれがある情報は除くことができる。以下同じ）を添えて環境大臣に報告した場合

（次に掲げる事項）①提供国、②許可証等の発給機関、③許可証等の発給日、④許可証等の有効期限、⑤提供者、⑥遺伝資源、⑦提供者と相互に合意する条件の設定の有無、⑧商業的な利用又は非商業的な利用の別

- (2) 許可証等の発給日から1年を経過しても国際遵守証明書が国際クリアリングハウスに掲載されない場合

〔第2章第1の2：人の健康に係る緊急事態〕

- (1) 1の規定は、国際保健規則で定める緊急事態または人の健康に対する緊急事態と認められる事態に対処するための遺伝資源の取得については、適用しない。この場合、

誰が	・その取得者は、
いつ	・緊急事態の収束として認められる条件を満たした日から6カ月以内に、
何を	・様式第1の報告書に国際遵守証明書の写しを添えて、
どうする	・環境大臣に報告するものとする。

- (2) (1)の規定にかかわらず、緊急事態の発生及び収束の時点を特定することが困難な場合は、

誰が	・（取得者は）
いつ	・当該事態に対処するための遺伝資源を取得した日から1年以内に、
何を	・様式第1の報告書に国際遵守証明書の写しを添えて
どうする	・環境大臣に報告するものとする。

＜第2章第1の3：輸入者等による報告＞

誰が	・提供国法令が適用される遺伝資源を他人から譲り受けて国内に輸入した者（取得者を除く。以下「輸入者」という）又は ・我が国において当該遺伝資源を譲り受けた者（取得者及び輸入者を除く）は、
----	---

いつ	-		
何を	<ul style="list-style-type: none"> 当該遺伝資源が適法に取得されたことを証する情報として国際遵守証明書の固有の識別記号を保有している場合にあっては当該記号を記載した様式第1の報告書に国際遵守証明書の写しを添えて、 国際クリアリングハウスに国際遵守証明書が掲載される前に固有の識別記号に代わる適法に取得したことを証する情報を保有する場合にあっては様式第2の報告書に許可証等の写しを添えて、 	ための機関 (JBA 注：チェックポイント) として、	
どうする	これを環境大臣に報告することができるものとする。	いつ	<ul style="list-style-type: none"> 必要があると認めるときは、 当該報告(第1の1に基づく報告)を受けた日から起算しておおむね5年を経過した後に、
		誰に	第1の1に基づく報告において自ら遺伝資源を利用する旨を報告した者に対し、
		何を	様式第3による遺伝資源の利用に関連する情報(以下「遺伝資源利用関連情報」という)の
		どうする	提供を求めるものとする。

(3) 遺伝資源の利用について周知を望む者による報告*

<第2章第2：遺伝資源に関連する伝統的な知識の適法な取得に係る報告>

誰が	<ul style="list-style-type: none"> 第1の1から3までのいずれかの規定に基づく報告をする者のうち、 当該報告の対象となる遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として、提供国法令が適用される遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ者は、 	誰が	遺伝資源を利用する者であって提供国法令を遵守して取得された遺伝資源の利用について周知を希望する者は、
いつ	当該報告(第1の1から3までのいずれかの規定に基づく報告)に当たって、	いつ	(1)の遺伝資源利用関連情報の提供を求められたか否かにかかわらず、
何を	様式第1又は様式第2の報告書に	何を	<ul style="list-style-type: none"> 様式第1又は様式第2及び様式第3による報告書により、 遺伝資源を適法に取得したことを証する情報及び遺伝資源利用関連情報を
どうする	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源に関連する伝統的な知識を適法に取得した旨を記載し、併せて報告するものとする。 ただし、第1の1(2)の場合には、この限りでない。 	どうする	環境大臣に、報告することができるものとする。

誰が	<ul style="list-style-type: none"> 第1の1から3までのいずれかの規定に基づく報告をする者のうち、 当該報告の対象となる遺伝資源の利用において併せて利用することを目的として、提供国法令が適用される遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得して我が国に持ち込んだ者は、 	誰が	遺伝資源を利用する者であって提供国法令を遵守して取得された遺伝資源の利用について周知を希望する者は、
いつ	当該報告(第1の1から3までのいずれかの規定に基づく報告)に当たって、	いつ	(1)の遺伝資源利用関連情報の提供を求められたか否かにかかわらず、
何を	様式第1又は様式第2の報告書に	何を	<ul style="list-style-type: none"> 様式第1又は様式第2及び様式第3による報告書により、 遺伝資源を適法に取得したことを証する情報及び遺伝資源利用関連情報を
どうする	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝資源に関連する伝統的な知識を適法に取得した旨を記載し、併せて報告するものとする。 ただし、第1の1(2)の場合には、この限りでない。 	どうする	環境大臣に、報告することができるものとする。

なお、前述の報告または情報の提供を行わなかった者には指導および助言が行われる。

<第2章第5：遺伝資源利用関連情報の提供の求め等>

(第2章第5の1 遺伝資源利用関連情報の提供の求め)

(1) 第1の1に基づく報告において自ら遺伝資源を利用する旨を報告した者に対する提供の求め*

誰が	<ul style="list-style-type: none"> 環境大臣は、 議定書第17条1(a)に規定する確認の 	【適法取得報告の場合】	
----	---	-------------	--

【適法取得報告の場合】

<第2章第3の1：報告に係る指導及び助言>

- (1) 第1の1又は2に定める期間内に報告をしなかった者に対する指導及び助言*
- (2) 第2に定める持ち込んだ者であって第1の1又は2に定める期間内に報告をしなかった者に対する指導及び助言*

【利用関連情報の場合】

<第2章第5の1：遺伝資源利用関連情報の提供の求め>

- (2) (1)の求めにもかかわらず情報を提供しなかった者

に対する指導及び助言*

- ② 報告又は提供された情報の国際クリアリングハウスへの提供及び環境省ウェブサイトへの掲載ならびに活用

【適法取得報告】

<第2章第1の4：環境大臣による国際クリアリングハウスへの情報の提供>

- (1) 様式第1により報告された情報*
(報告者に係る情報を提供するかは、当該者の希望に応じて決定する)
- (2) 様式第2により報告された情報*
(提供は、報告者の希望に応じ、提供する情報も、当該者の希望に応じて決定する)

<第2章第1の5：環境大臣による情報の周知（環境省ウェブサイトへの掲載）>

- (1) 第2章第1の1～3の規定に基づき報告された情報*
(掲載は、報告者の希望に応じ、掲載する情報も、当該者の希望に応じて決定する)
- (2) ABSに関する措置を的確かつ円滑に行うために必要な情報*

<第2章第3の2：国際遵守証明書の固有の識別記号の公表>

- 環境大臣は、国際遵守証明書の固有の識別番号を公表し、報告を奨励する。
(取得者に係る情報が含まれない国際遵守証明書の場合)

【利用関連情報】

<第2章第5の2：遺伝資源利用関連情報の活用>

- 環境大臣は、1に基づき提供された遺伝資源利用関連情報を、国際クリアリングハウスへ提供するとともに環境省ウェブサイトへ掲載する。
(掲載は、報告者の希望に応じ、掲載する情報も、当該者の希望に応じて決定する)
- 環境大臣その他の主務大臣は、1に基づき提供された遺伝資源利用関連情報を通じて把握した遺伝資源の利用実態に即し、提供国法令の遵守に係る啓発を行う。

- ③ 提供国法令の違反の申立てに係る協力
<第2章第4：提供国法令の違反の申立てに係る協力>
〔第2章第4の1 議定書の我が国以外の締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合*〕

誰が	・環境大臣は、
いつ	・議定書の我が国以外の締約国から提供国法令の違反の申立てがあった場合において、 ・必要があると認めるときは、
誰に	・当該申立てのあった事案に係る取得者、輸入者、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を利用する者その他の遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を取り扱う者に対し、
何を	・その有する遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得、輸入、利用その他の取扱いに関する提供国法令の違反についての情報の
どうする	・議定書により締約国が協力の義務を負うものとして定められた範囲内において、 ・提供を求めるものとする。
誰が	・また、環境大臣その他の主務大臣は、
いつ	・必要があると認めるときは、
誰に	・当該遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識を取り扱う者に対し、
何を	・その有する遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得に関する情報の提供に関し必要な指導及び助言を
どうする	・行うものとする。

〔第2章第4の2 申立てをした議定書の我が国以外の締約国への情報の提供*〕

誰が	・環境大臣は、
いつ	・必要があると認めるときは、
誰に	・申立てをした議定書の我が国以外の締約国に
何を	・1により得られた情報を、
どうする	・議定書第13条1に基づき指定した中央連絡先等を通じ、提供するものとする。

- 3) 第3章：遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する奨励
本章には、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関し、契約を締結するよう努めること

(第1の1～3)、利益を生物多様性の保全および持続可能な利用に充てるよう努めること(第2)、締結する契約において当該契約の実施に関する情報の共有のための規定を含めるよう努めること(第3)、契約の条項のひな形の作成等に努めること(第4)、行動規範、指針および最良の実例または基準の作成等に努めること(第5)が、規定されている。

4) 第4章：我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供

本章には、我が国が、ABS提供国措置をとらないことが規定されている。

5) 第5章：国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給

本章には、独立行政法人等が、遺伝資源が日本国内において取得されたことを示す書類を発給する場合には、主務大臣が、技術的な助言や情報の提供、関係省庁との調整その他必要な措置を講ずるよう努めることが規定されている。

6) 第6章：主務大臣

主務大臣は、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣または環境大臣とすることが規定されている。

7) 附則

(施行期日)

1 この告示は、議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(見直し)

2 この告示は、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する社会的情勢の変化等を勘案し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(我が国に存する遺伝資源の取得の機会の提供に係る措置の再検討)

3 議定書第6条1に基づく我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に係る法令の整備の要否については、遺伝資源の取得の機会及び利益配分に関する社会的情勢の変化等を勘案し、

この告示の施行の日から起算して5年以内に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

8) 様式

- ・様式第1(第2章第1および第2または第5の1(3)関係)
- ・様式第2(第2章第1の1(1)もしくは3および第2または第5の1(3)関係)
- ・様式第3(第2章第5の1(1)または(3)関係)

3. スケジュール

今後の見通しも含め、1月20日に指針(案)が公表されてから、我が国が名古屋議定書の締約国となるまでのスケジュールは、以下の通りである。

(2017年)

- ・1月20日：指針(案)の公表
- ・1月20日～2月18日
：指針(案)に対する意見募集(パブリックコメント)
- ・2月24日：名古屋議定書の承認案を閣議決定
- ・6月18日までのどこか
：第193回通常国会にて、名古屋議定書の承認案の採択
- ・国会承認後、締結の閣議決定まで
：指針の公布
：締結の閣議決定
：批准書等の寄託
- ・批准書等の寄託から90日後
：名古屋議定書が我が国に対し発効。同時に、指針の施行。

おわりに

「3. スケジュール」に示したように、順調にいけば本年秋頃には、我が国は名古屋議定書の締約国となる見込みである。JBAは、これまで、生物多様性条約の3つの目的および名古屋議定書の目的を尊重し、それらの達成に向けて産業界等の支援に努めてきた。今後さらに、指針に基づく国内措置が適切で効果的かつ釣り合いのとれた形で運用され機能するよう産業界等を支援していきたい。